

# Oome News Letter

## 2018年度使用可能な優遇税制総まとめ

### ①中小企業経営強化法改変による税制処置

#### 【優遇税制】

①機械装置等の導入における**固定資産税が3年間半分**となる。**(固定資産税の特例処置)**

②法人税において**即時償却または取得価額の10%税額控除**(資本金3千万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用可能。**(中小企業経営強化税制)**

#### 【金融支援】

優遇税制に加えて各種「金融支援制度」も設けられています。下記の表にも中小企業が受けられる金融支援制度の概要をまとめていますが、この中でも代表すべきは①の「日本政策金融公庫」による低利融資が上げられるでしょう。日本政策金融公庫の基準金利は約1.8%程度ですが、この金融支援の対象となった中小企業者は金利が-0.9%されるため、約0.9%の金利で融資を受けることができます。これは「中小企業経営強化税制」の申請でも必要な「経営力向上計画」の認定を受けることが必要となります。「優遇税制」かつ「金融支援」を受けられる可能性がありますので、この機会にぜひ活用し、お得に省エネ設備を導入していただければと思います。

#### 【金融支援制度概要】

各種金融支援	概要
①日本政策金融公庫による低利融資	経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について低利融資を受けられる
②商工中金による低利融資	経営力向上計画を作成している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度に低利融資を受けられる
③中小企業信用保険法の特例	経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられる
④中小企業投資育成株式会社法の特例	通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けられる
⑤日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット	経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けられる
⑥中小企業基盤整備機構による債務保証	経営力向上計画を実施するために必要な資金について、補償額最大25億円(保証割合50%、最大50億円の借入に対応)の債務の保証を受けられる
⑦食品流通構造改善促進機構による債務保証	民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通改善促進機構による債務の保証を受けられる

### ②省エネ再エネ高度化投資促進税制

対象:省エネ法の対象事業者(事業所単位での年間エネルギー使用量が1,500kL以上の企業)

税制内容:30%特別償却or7%税額控除

期限:平成31年度末まで

#### <概要>

近年、製造業等においてエネルギー消費に関する改善が鈍化していることから、LED証明といった個別の機器よりも大規模なエネルギーコスト削減に綱がる「産業用ヒートポンプ」ならびに「FEMS」によるエネルギー管理等を促進させることを目的としています。

### ③中小企業の設備投資に対する固定資産税を3年間ゼロ～1/2に減税

対象:中小企業者等のうち先端設備等導入計画の認定を受けたもの

対象エリア:導入基本計画の同意を受けた市町村

税制内容:固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減

期限:平成32年度末まで

#### <概要>

導入基本計画の策定を受けた市町村に限られ、さらに市町村内でも地域指定がある可能性もありますが、金融支援処置、予算処置の対象となりますので、こちらもぜひ検討してみる価値はあります。

### 優遇税制活用も大目商店にお任せください！

本日ご紹介した優遇税制の詳細に関しても弊社にお問い合わせください。

株式会社大目商店では皆様のエネルギーコスト削減に関して全力でサポートさせていただきます。お得に省エネ設備を導入し、会社の経営力をさらに強化していきましょう！今週も、弊社ニューズレターをお読みいただきありがとうございます。来週もお楽しみに！

株式会社大目商店

ご相談

各種申請

お見積り

無料

〒720-0843

広島県福山市赤坂町赤坂1389-1

TEL: 084-951-2334

FAX: 084-952-2038